

令和 7 年度決算の概要 (数値編)

尼崎市

令和 8 年（2 0 2 6 年）8 月

目 次

1	令和7年度決算	3
2	各会計別収支状況	4
3	一般会計款別歳入	5
4	一般会計款別歳出	6
5	一般会計性質別歳入	7
6	一般会計性質別歳出	8
7	一般会計歳入決算額（対予算額）	9
8	一般会計歳出決算額（対予算額）	10
9	基金現在高集計表	11
10	実質赤字比率及び連結実質赤字比率	12
11	実質公債費比率	13
12	将来負担比率	14
13	資金不足比率	15
・	用語解説	16

1 令和7年度決算

(単位：千円)

区 分	歳入総額 A	歳出総額 B	形式収支 C=A-B	翌年度に繰り 越すべき財源 D	実質収支 E=C-D	6 年 度 実質収支
一 般 会 計	249,712,510	246,995,877	2,716,633	747,202	1,969,431	2,808,992
特 別 会 計	104,942,805	103,469,577	1,473,228		1,473,228	987,009
合 計	354,655,315	350,465,454	4,189,861	747,202	3,442,659	3,796,001

区 分	総収益	総費用	純利益 又は損失	当年度未処分利益 剰余金又は当年度 未処理欠損金	前年度繰越利益剰 余金又は前年度繰 越欠損金
企 業 会 計	88,256,411	83,542,087	4,714,324	13,315,831	5,366,287

《一般会計》

(単位：千円、%)

区 分	7 年 度		6 年 度		差 引 a-b
	a	前年比	b	前年比	
形 式 収 支	2,716,633	79.0	3,439,992	112.9	▲ 723,359
翌 年 度 に 繰 り 越 す べ き 財 源	747,202	118.4	631,000	85.2	116,202
実 質 収 支	1,969,431	70.1	2,808,992	121.7	▲ 839,561
単 年 度 収 支	▲ 839,561	-	501,363	-	▲ 1,340,924
財政調整基金積立金	3,001,497	121.9	2,463,070	64.3	538,427
繰 上 償 還 金	3,166,700	218.4	1,449,900	184.8	1,716,800
財政調整基金取崩額	1,000,000	51.2	1,952,189	80.7	▲ 952,189
実 質 単 年 度 収 支	4,328,636	175.8	2,462,144	112.5	1,866,492

(単位：千円、%)

区 分	7 年 度		6 年 度		差 引 a-b
	a	前年比	b	前年比	
地 方 債 現 在 高	148,304,250	90.8	163,338,950	92.1	▲ 15,034,700
債 務 負 担 行 為 額	96,824,873	94.6	102,299,219	412.6	▲ 5,474,346
主 要 3 基 金 年 度 末 現 在 高	52,197,445	111.7	46,716,403	107.0	5,481,042

注1 主要3基金・・・財政調整基金・減債基金・公共施設整備保全基金

2 各会計別収支状況

(単位：千円)

区 分	歳入総額	歳出総額	形式収支	翌年度に繰り 越すべき財源	実質収支	6 年 度 実質収支
一 般 会 計	249,712,510	246,995,877	2,716,633	747,202	1,969,431	2,808,992
特 別 会 計	104,942,805	103,469,577	1,473,228		1,473,228	987,009
国民健康保険費	43,933,508	43,738,941	194,567		194,567	62,417
地方卸売市場費	446,828	297,986	148,842		148,842	127,497
育英事業費	22,331	22,331	-		-	-
公共用地 先行取得事業費	1,114	1,114	-		-	-
公害病認定患者 救済事業費	19,064	18,964	100		100	109
母子父子寡婦福祉 資金貸付事業費	31,063	12,492	18,571		18,571	15,228
介護保険事業費	52,226,423	51,301,541	924,882		924,882	598,822
後期高齢者医療 事業費	8,262,474	8,076,208	186,266		186,266	182,936
合 計	354,655,315	350,465,454	4,189,861	747,202	3,442,659	3,796,001

企 業 会 計	(総収益)	(総費用)	(純利益又は損失)	(当年度未処分利 益剰余金又は当年 度未処理欠損金)	(前年度繰越利益 剰余金又は前年度 繰越欠損金)
				度未処理欠損金)	繰越欠損金)
企 業 会 計	88,256,411	83,542,087	4,714,324	13,315,831	5,366,287
水 道 事 業	8,945,200	8,147,085	798,115	798,115	
工業用水道事業	1,865,483	1,538,770	326,713	726,713	
下水道事業	12,720,156	12,139,922	580,234	1,580,234	
モータースポーツ 競走事業	64,725,572	61,716,310	3,009,262	10,210,769	5,366,287

3 一般会計款別歳入

(単位：千円、%)

款	令和7年度			令和6年度			比較増減
		前年比	構成比		前年比	構成比	
05 市 税	88,739,284	105.0	35.5	84,538,405	101.4	35.2	4,200,879
10 地 方 譲 与 税	827,887	101.1	0.3	818,496	100.0	0.3	9,391
11 利 子 割 交 付 金	145,298	288.4	0.1	50,372	139.0	0.0	94,926
12 配 当 割 交 付 金	931,597	103.7	0.4	898,371	135.2	0.4	33,226
13 株式等譲渡所得割交付金	1,421,120	119.9	0.6	1,185,641	166.9	0.5	235,479
14 法 人 事 業 税 交 付 金	1,222,807	108.5	0.5	1,127,386	101.1	0.5	95,421
15 地 方 消 費 税 交 付 金	12,301,023	108.0	4.9	11,390,754	105.1	4.7	910,269
18 環 境 性 能 割 交 付 金	159,540	89.3	0.1	178,737	123.1	0.1	▲ 19,197
19 地 方 特 例 交 付 金	435,232	17.8	0.2	2,450,496	491.1	1.0	▲ 2,015,264
20 地 方 交 付 税	19,543,863	106.2	7.8	18,410,555	109.6	7.7	1,133,308
25 交通安全対策特別交付金	45,051	97.8	0.0	46,068	93.4	0.0	▲ 1,017
30 分 担 金 及 び 負 担 金	967,900	102.8	0.4	941,080	99.7	0.4	26,820
35 使 用 料 及 び 手 数 料	6,442,842	101.2	2.6	6,366,895	101.4	2.7	75,947
40 国 庫 支 出 金	66,385,158	100.9	26.6	65,823,972	106.9	27.4	561,186
45 県 支 出 金	17,472,986	109.0	7.0	16,032,589	105.5	6.7	1,440,397
50 財 産 収 入	2,330,541	180.2	0.9	1,293,149	53.4	0.5	1,037,392
55 寄 付 金	365,031	97.0	0.1	376,219	52.7	0.2	▲ 11,188
60 繰 入 金	4,212,359	103.4	1.7	4,075,453	128.2	1.7	136,906
65 繰 越 金	3,439,992	112.9	1.4	3,048,045	100.4	1.3	391,947
70 諸 収 入	13,757,699	111.3	5.5	12,363,686	99.7	5.1	1,394,013
75 市 債	8,565,300	98.9	3.4	8,663,400	133.9	3.6	▲ 98,100
合 計	249,712,510	104.0	100.0	240,079,769	105.7	100.0	9,632,741

4 一般会計款別歳出

(単位：千円、%)

款		令和7年度			令和6年度			比較増減
			前年比	構成比		前年比	構成比	
05	議会費	767,716	97.5	0.3	787,669	98.7	0.3	▲ 19,953
10	総務費	29,829,936	120.1	12.1	24,843,089	105.3	10.5	4,986,847
15	民生費	123,329,660	101.8	49.9	121,153,094	101.6	51.2	2,176,566
20	衛生費	14,914,410	84.8	6.0	17,596,925	111.7	7.4	▲ 2,682,515
25	労働費	165,583	102.2	0.1	162,003	107.2	0.1	3,580
30	農林水産業費	272,946	180.4	0.1	151,317	110.0	0.1	121,629
35	商工費	4,645,347	103.6	1.9	4,484,667	125.6	1.9	160,680
40	土木費	19,810,515	115.4	8.0	17,171,069	114.3	7.2	2,639,446
45	消防費	7,028,932	119.5	2.9	5,880,939	114.3	2.5	1,147,993
50	教育費	21,970,178	103.5	8.9	21,225,257	122.3	9.0	744,921
53	災害復旧費							
55	公債費	24,248,607	104.6	9.8	23,173,049	99.1	9.8	1,075,558
60	諸支出金	12,047	112.6	0.0	10,699	110.3	0.0	1,348
65	予備費							
合計		246,995,877	104.4	100.0	236,639,777	105.6	100.0	10,356,100

5 一般会計性質別歳入

(単位：千円、%)

		令和7年度			令和6年度			比較増減
			前年比	構成比		前年比	構成比	
自主財源		120,255,648	106.4	48.1	113,002,932	100.6	47.1	7,252,716
	市税	88,739,284	105.0	35.5	84,538,405	101.4	35.2	4,200,879
	使用料及び手数料	6,442,842	101.2	2.6	6,366,895	101.4	2.7	75,947
	繰入金	4,212,359	103.4	1.7	4,075,453	128.2	1.7	136,906
	その他	20,861,163	115.8	8.3	18,022,179	92.3	7.5	2,838,984
依存財源		129,456,862	101.9	51.9	127,076,837	110.6	52.9	2,380,025
	地方消費税交付金	12,301,023	108.0	4.9	11,390,754	105.1	4.7	910,269
	地方交付税	19,543,863	106.2	7.8	18,410,555	109.6	7.7	1,133,308
	国庫支出金	66,385,158	100.9	26.6	65,823,972	106.9	27.4	561,186
	県支出金	17,472,986	109.0	7.0	16,032,589	105.5	6.7	1,440,397
	市債	8,565,300	98.9	3.4	8,663,400	133.9	3.6	▲ 98,100
	その他	5,188,532	76.8	2.2	6,755,567	167.0	2.8	▲ 1,567,035
合 計		249,712,510	104.0	100.0	240,079,769	105.7	100.0	9,632,741

	市税	88,739,284	105.0	35.5	84,538,405	101.4	35.2	4,200,879
	地方譲与税	827,887	101.1	0.3	818,496	100.0	0.3	9,391
	利子割交付金	145,298	288.4	0.1	50,372	139.0	0.0	94,926
	配当割交付金	931,597	103.7	0.4	898,371	135.2	0.4	33,226
	株式等譲渡所得割交付金	1,421,120	119.9	0.6	1,185,641	166.9	0.5	235,479
	法人事業税交付金	1,222,807	108.5	0.5	1,127,386	101.1	0.5	95,421
	地方消費税交付金	12,301,023	108.0	4.9	11,390,754	105.1	4.7	910,269
	環境性能割交付金	159,540	89.3	0.1	178,737	123.1	0.1	▲ 19,197
	地方特例交付金	435,232	17.8	0.2	2,450,496	491.1	1.0	▲ 2,015,264
	地方交付税	19,543,863	106.2	7.8	18,410,555	109.6	7.7	1,133,308
	交通安全対策特別交付金	45,051	97.8	0.0	46,068	93.4	0.0	▲ 1,017
主な一般財源		125,772,702	103.9	50.4	121,095,281	104.4	50.4	4,677,421

地方交付税		19,543,863	106.2	7.8	18,410,555	109.6	7.7	1,133,308
	普通交付税	19,094,442	105.6	7.6	18,085,459	109.9	7.5	1,008,983
	特別交付税	449,421	138.2	0.3	325,096	97.7	0.2	124,325
合 計		19,543,863	106.2	7.8	18,410,555	103.5	7.7	1,133,308

6 一般会計性質別歳出

(単位：千円、%)

		令和7年度		構成比	令和6年度		構成比	比較増減
			前年比			前年比		
消費的経費		178,731,048	104.8	72.4	170,604,487	104.5	72.1	8,126,561
	人件費	32,767,848	101.1	13.3	32,422,684	110.4	13.7	345,164
	物件費	29,846,653	125.1	12.1	23,867,160	101.0	10.1	5,979,493
	扶助費	90,007,833	105.9	36.4	85,005,897	105.4	35.9	5,001,936
	補助費等	24,600,736	88.4	10.0	27,823,786	99.0	11.8	▲ 3,223,050
	維持補修費	1,507,978	101.6	0.6	1,484,960	96.4	0.6	23,018
投資的経費		19,631,968	94.0	7.9	20,892,116	161.0	8.8	▲ 1,260,148
	普通建設事業費	19,631,968	94.0	7.9	20,892,116	161.0	8.8	▲ 1,260,148
	災害復旧事業費					皆減		
貸付金等		10,247,234	126.1	4.2	8,127,549	74.9	3.4	2,119,685
公債費		24,248,606	104.6	9.8	23,173,048	99.1	9.8	1,075,558
他会計繰出金		14,137,021	102.1	5.7	13,842,577	101.3	5.9	294,444
予備費								
合 計		246,995,877	104.4	100.0	236,639,777	105.6	100.0	10,356,100

義務的経費		146,828,787	104.6	59.4	140,380,329	105.3	59.3	6,448,458
	人件費	32,767,848	101.1	13.3	32,422,684	110.4	13.7	345,164
	扶助費	90,007,833	105.9	36.4	85,005,897	105.4	35.9	5,001,936
	公債費	24,053,106	104.8	9.7	22,951,748	98.4	9.7	1,101,358

注1 義務的経費の公債費は、借換分を除く。

7 一般会計歳入決算額（対予算額）

（単位：千円）

款		当初予算額	補正予算額	6年度からの繰越額	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額
05	市 税	87,182,390	850,000		88,032,390	90,097,581	88,739,284	85,589	1,306,788
10	地 方 譲 与 税	826,101			826,101	827,887	827,887		
11	利 子 割 交 付 金	63,000			63,000	145,298	145,298		
12	配 当 割 交 付 金	575,000	300,000		875,000	931,597	931,597		
13	株式等譲渡所得割交付金	900,000	200,000		1,100,000	1,421,120	1,421,120		
14	法 人 事 業 税 交 付 金	1,228,000			1,228,000	1,222,807	1,222,807		
15	地 方 消 費 税 交 付 金	11,178,000	500,000		11,678,000	12,301,023	12,301,023		
18	環 境 性 能 割 交 付 金	189,000			189,000	159,540	159,540		
19	地 方 特 例 交 付 金	459,000			459,000	435,232	435,232		
20	地 方 交 付 税	17,559,000	2,035,442		19,594,442	19,543,863	19,543,863		
25	交通安全対策特別交付金	48,000			48,000	45,051	45,051		
30	分 担 金 及 び 負 担 金	889,043			889,043	1,002,567	967,900	6,438	28,441
35	使 用 料 及 び 手 数 料	6,456,883	11,323		6,468,206	6,700,808	6,442,842	4,671	253,850
40	国 庫 支 出 金	64,342,373	3,697,333	1,479,148	69,518,854	68,530,136	66,385,158		2,144,979
45	県 支 出 金	18,010,559	▲ 291,344	41,474	17,760,689	17,496,238	17,472,986		23,252
50	財 産 収 入	2,121,749	173,654		2,295,403	2,338,699	2,330,541		8,157
55	寄 付 金	315,892	163,415		479,307	365,031	365,031		
60	繰 入 金	5,708,683	278,392		5,987,075	4,212,359	4,212,359		
65	繰 越 金	1	2,808,990	631,000	3,439,991	3,439,992	3,439,992		
70	諸 収 入	11,464,926	2,557,846		14,022,772	15,568,646	13,757,699	103,789	1,707,752
75	市 債	12,952,400	▲ 2,694,500	1,811,100	12,069,000	9,234,500	8,565,300		669,200
合 計		242,470,000	10,590,551	3,962,722	257,023,273	256,019,975	249,712,510	200,487	6,142,419

注1 収入未済額欄は実質収入未済額を記載している。

8 一般会計歳出決算額（対予算額）

（単位：千円）

款		当初予算額	補正予算額	6年度からの繰越額	予備費充当額	予算現額	支出済額	8年度への繰越額	不用額
05	議会費	803,566	▲ 10,952			792,614	767,716		24,898
10	総務費	20,269,102	10,406,159	136,008	20	30,811,289	29,829,936	288,028	693,325
15	民生費	123,988,538	1,547,248	805,095	14,628	126,355,509	123,329,660	490,190	2,535,659
20	衛生費	15,621,355	122,152			15,743,507	14,914,410	43,930	785,167
25	労働費	184,675	▲ 10,993			173,682	165,583		8,099
30	農林水産業費	313,911	▲ 1,773	8,242		320,380	272,946	37,200	10,234
35	商工費	5,849,944	▲ 619,125		94	5,230,913	4,645,347	230,000	355,566
40	土木費	21,098,047	▲ 315,957	1,100,103	5,828	21,888,021	19,810,515	1,165,748	911,758
45	消防費	7,067,641	▲ 38,718	128,650		7,157,573	7,028,932	3,831	124,810
50	教育費	22,834,068	▲ 770,356	1,784,624	7,394	23,855,730	21,970,178	965,706	919,846
53	災害復旧費	1				1			1
55	公債費	24,325,876	▲ 77,134			24,248,742	24,248,607		135
60	諸支出金	13,276	360,000			373,276	12,047	360,000	1,229
65	予備費	100,000			▲ 27,964	72,036			72,036
合 計		242,470,000	10,590,551	3,962,722	-	257,023,273	246,995,877	3,584,633	6,442,763

9 基金現在高集計表

(単位：千円)

	令和6年度末 現在高	令和7年度増減		令和7年度末 現在高
		積立額	取崩額	
財 政 調 整 基 金	13,654,666	3,001,497	1,000,000	15,656,163
減 債 基 金	16,552,209	1,187,889	664,941	17,075,157
う ち 通 常 分	8,157,490	484,169	664,941	7,976,718
う ち F M 分	8,394,719	703,720		9,098,439
公 共 施 設 整 備 保 全 基 金	16,509,528	4,650,760	1,694,163	19,466,125
公 害 病 認 定 患 者 救 済 事 業 基 金	185,512	2,701	10,965	177,248
市 民 福 祉 振 興 基 金	1,655,796	4,960	14,977	1,645,779
環 境 基 金	674,595	40,174	42,455	672,314
緑 化 基 金	599,279	7,745	11,444	595,580
育 英 事 業 基 金	519,559	6,109	16,223	509,445
動 物 愛 護 基 金	71,806	8,102	11,244	68,664
富 松 住 宅 管 理 基 金	198,467	172	361	198,278
子 ど も ・ 若 者 応 援 基 金	516,840	27,885	10,354	534,371
教 育 振 興 基 金	813,261	29,772	562,485	280,548
新 本 庁 舎 建 設 基 金	2,293,800	258,664		2,552,464
み ん な の 尼 崎 城 基 金	263,238	2,273	32,199	233,312
文 化 振 興 基 金	200,665	2,930	5,186	198,409
暴 力 団 排 除 基 金	17,333	3,060	244	20,149
特 定 非 営 利 活 動 促 進 基 金	545	10,315	10,198	662
一 般 廃 棄 物 処 理 施 設 整 備 等 基 金	1,278,512	589,865		1,868,377
SDGs 地 域 活 性 化 基 金	38,786	17,118	3,000	52,904
学 校 給 食 費 調 整 基 金	105,152	76	8,249	96,979
市 営 住 宅 等 基 金	76,903	18,449		95,352
文 化 財 保 存 活 用 基 金	213,594	6,568	4,769	215,393
小 田 南 公 園 周 辺 地 域 活 性 化 基 金	14,880	22,805	5,943	31,742
子 ど も サ ポ ー ト 基 金		52,202		52,202
ま ち づ く り 推 進 基 金		283,983		283,983
介 護 給 付 費 準 備 基 金	1,948,501	171,090		2,119,591
国 民 健 康 保 険 事 業 基 金	1,305,818	2,151	253,663	1,054,306
合 計	59,709,245	10,409,315	4,363,063	65,755,497

10 実質赤字比率及び連結実質赤字比率

①実質赤字比率	=	$\frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$
---------	---	--

$$\text{本市の比率} = \frac{\text{▲1,969,531千円(黒字)}}{113,040,705千円} = \text{▲1.74\%}$$

②連結実質赤字比率	=	$\frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$
-----------	---	--

$$\text{本市の比率} = \frac{\text{▲50,222,058千円(黒字)}}{113,040,705千円} = \text{▲44.42\%}$$

(実質収支の状況)

(単位：百万円、%)

会 計 名			実質収支額
一般会計等 (対象となる会計)	一般会計		1,969
	育英事業費会計		
	公共用地先行取得事業費会計		
	公害病認定患者救済事業費会計		0
	母子父子寡婦福祉資金貸付事業費会計		
実質収支額 A			1,969
① 実質赤字比率			- (▲1.74)

公営事業会計	公営企業会計	水道事業会計	9,254
		工業用水道事業会計	8,468
		下水道事業会計	19,764
		モーターボート競走事業会計	9,312
		地方卸売市場事業費会計	149
	小計 B		46,947
	その他の会計	国民健康保険事業費会計	195
		介護保険事業費会計	925
		後期高齢者医療事業費会計	186
		小計 C	1,306
連結実質収支額 A + B + C		50,222	
② 連結実質赤字比率		- (▲44.42)	

注1 公営企業会計における実質収支額は資金不足・剰余額

注2 健全化判断比率の算定にかかる実質収支額からは、事業繰越額（災害援護資金貸付金回収金の一部等）が除かれている。

11 実質公債費比率

$$\text{③実質公債費比率 (3か年平均)} = \frac{(\text{地方債の元利償還金} + \text{準元利償還金} - \text{特定財源}) - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

(令和7年度の実質公債費比率の算定)

	実質公債費比率 (単年度)	実質公債費比率 (3か年平均)
令和5年度	8.62	7.7%
令和6年度	7.40	
令和7年度	7.35	

$$\text{令和7年度単年度の比率} = \frac{18,068,343\text{千円} - 10,530,952\text{千円}}{102,509,753\text{千円}} = 7.35\%$$

(実質公債費比率の推移)

(単位：%)

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	前年度比較
実質公債費比率	8.1	8.0	7.7	▲ 0.3

※各年度の比率は、当該年度、前年度、前々年度の3カ年平均

12 将来負担比率

④将来負担比率	=	将来負担額 - (充当可能基金額 + 特定財源見込額 + 地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額)
		標準財政規模 - (元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)

$$\text{本市の比率} = \frac{193,605,172\text{千円} - 214,836,458\text{千円}}{102,509,753\text{千円}} = - (\blacktriangle 20.7\%)$$

(将来負担比率の推移)

(単位：%)

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	前年度比較
将来負担比率	2.8	- (▲ 7.7)	- (▲ 20.7)	▲ 13.0

将来負担額の主な内容

- (1)地方債残高
- (2)債務負担行為に基づく支出予定額
- (3)公営企業会計等に係る地方債の償還に対する繰入見込額
- (4)退職手当負担見込額
- (5)外郭団体等に対する負担額等見込額 など

注1 () 内の数値は、算出された比率を示す。(参考値)

13 資金不足比率

資金不足比率

(単位：％)

公営企業会計の名称		令和7年度 決 算	令和6年度 決 算	経営健全化基準
法 適 用 企 業	水道事業会計	－	－	20.0
	工業用水道事業会計	－	－	20.0
	下水道事業会計	－	－	20.0
	モーターボート競走事業会計	－	－	20.0
企 業 法 非 適 用	地方卸売市場事業費会計	－	－	20.0

資金不足比率は、標準財政規模に対する資金不足額の割合で、本市では5会計が対象となっており、資金不足が生じない場合は、「－」表示となっている。

用語解説

語 句	解 説
ア行	
依存財源	国（都道府県）の意思により定められた額を交付されたり、割り当てられたりする収入をいい、地方交付税、国庫支出金、都道府県支出金、地方譲与税等がこれに該当する。
カ行	
借換債	過去に借り入れた地方債を、特定の年度（概ね借り入れから10年目）に、元金の残額をいったん全額返済し、再度同額を新たな金利で借り直すこと。いったん返済した額と同額を借り入れるため地方債現在高には影響しない。
基準財政収入額	各自治体の普通交付税の計算に用いるもので、各自治体の財政力を合理的に測定するために、標準的な状態において徴収が見込まれる地方税収入のうち一定割合（概ね75%）により算出された収入額である。
基準財政需要額	各自治体の普通交付税の計算に用いるもので、各自治体が標準的な行政を合理的水準で実施したと考えたときに必要と想定される「一般財源の額」であり、各自治体が実際に支出した額あるいは支出しようとする額ではなく、各団体の人口等を基礎として、行政費目ごとに一定の方法で算出された需要額である。
義務的経費	性質別経費のうち義務的・非弾力的性格の強い経費で、一般的には人件費、扶助費及び公債費を指す。人件費は経常的に支出を予定せざるを得ないものであり、扶助費は生活扶助をはじめ法令の規定によって支出が義務づけられている。また、公債費は負債の償還に要する経費となっている。
繰越	・ 予算の繰越 各会計年度における歳出は、その年度の歳入をもってこれに充てなければならないという予算に関する原則（会計年度独立の原則）の例外として、当該年度の歳出予算の一部を翌年度以降において執行することをいい、繰越明許費の繰越、事故繰越しなどがある。 ・ 繰越明許費の繰越 歳出予算の経費のうち、その性質上または予算成立後の事由により当該年度内に支出を終わらない見込みがあるものについて、予算の定めるところにより翌年度に限り繰り越して使用すること。 ・ 事故繰越し 歳出予算の経費の金額のうち、年度内に支出負担行為をし、避けがたい事故のため年度内に支出が終わらなかったものを翌年度に繰り越して使用すること。 ・ 翌年度に繰り越すべき財源 繰越明許費や事故繰越しなどにより、翌年度に繰り越された歳出予算に充当する財源

語 句	解 説
経営健全化基準	公営企業会計において、資金不足比率が基準以上となった場合は、経営健全化団体となり、経営健全化計画を定め、議会の監視の下で自主的に財政健全化に努めなければならない。 ・ 資金不足比率の経営健全化基準・・・20% 健全化法施行以前の地方債協議・許可制度における許可制移行基準（10%）の2倍に設定されている。
形式収支	歳入決算額－歳出決算額
経常収支比率	この比率は、人件費、扶助費、公債費等の経常的な支出に対して地方税、地方交付税、地方譲与税を中心とする経常的な収入がどの程度充当されているかをみることにより、当該団体の財政構造の弾力性を判断するための指標として用いられる。
公共施設マネジメント計画	本市の公共施設全体に対して中長期的視点で、量、質、運営コスト等の最適化を目指す計画であり、「尼崎市公共施設マネジメント基本方針」に①「再編」、②「予防保全」、③「効率的・効果的な運営」の3つの方針を掲げている。 ①「再編」としては、「第1次尼崎市公共施設再編計画（尼崎市公共施設マネジメント基本方針1：再編）」及び同計画に係る「実施編」を定め、また、②「予防保全」としては、「第1次尼崎市公共施設保全計画（尼崎市公共施設マネジメント基本方針2：予防保全）」及び同計画に係る「実施編」を定め、それぞれの計画に基づいた取組を進めている。 ①「再編」の取組に伴い生じる不動産売却収入等については、原則基金に積み立て、施設の整備等に際して発行した市債の償還等に充当する。
サ行	
財政再生基準	実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率の3つの指標のうち、いずれか一つでも基準以上となった場合は、財政再生団体となり、財政再生計画を定め、国の関与の下で財政健全化を図らなければならない。事実上、地方公共団体の予算編成権がなくなり、自治権が制限されることになる。 ・ 実質赤字比率の財政再生基準・・・20% 旧再建法の起債制限基準を用い、市町村は20%で設定されている。 ・ 連結実質赤字比率の財政再生基準・・・30% 早期健全化基準と同様の考え方で、実質赤字比率の財政再生基準（20%）に10%を加算し、市町村については、30%で設定されている。 経過措置として、平成20年度決算及び平成21年度決算は40%、平成22年度決算は35%、平成23年度以降は30%とされている。 ・ 実質公債費比率の財政再生基準・・・35% 健全化法施行以前の地方債協議・許可制度において、公共事業等の許可が制限されることとなる基準である35%となっている。

語 句	解 説
債務保証	円滑な事業の推進を図るため、法人（土地開発公社等）が金融機関等から受ける融資に対し、債務が履行されない場合、地方公共団体が返済等の代位弁済を定めた契約を締結すること。
資金不足比率	公営企業会計ごとの資金の不足額の事業規模に対する比率である。 公営企業の資金不足を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状態の悪化の度合いを示す指標ともいえる。
市債充当率の 嵩上げ	地方公共団体は、施設を建設する場合など将来活用する住民にも経費の一部を負担してもらった方が公平な場合に、市債（一般会計年度数を越える借入金）を発行することができる。 市債の充当率（一般的には75%）は定められているが、この充当率をアップすることにより、事業歳出における借入金の比率を上げ、一般財源の縮小を図るもの。
自主財源	地方自治体が自主的に収入し得る財源をいい、地方税、分担金及び負担金、使用料及び手数料、財産収入、寄付金、繰入金、繰越金等がこれに該当する。
実質赤字比率	一般会計のほか、公営事業会計を除く特別会計で、公害病認定患者救済事業費会計など5特別会計（以下「一般会計等」という）を対象とした会計の実質赤字額で、資金ショートの大きさを示すものである。
実質公債費比率	一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模を基本とした額に対する比率。 借入金の返済額及びこれに準ずる額の大きさを指標化し、資金繰りの程度を示す指標ともいえる。
実質収支	形式収支－翌年度に繰り越すべき財源
実質単年度収支	単年度収支＋財政調整基金積立金＋繰上償還金－財政調整基金取崩し額
消費的経費	人件費、扶助費、物件費、維持補修費、負担金補助及び交付金等で、その経費の支出効果がその年度限り又は極めて短期間に終わるものをいい、後年度に形を残さない性質の経費
将来負担比率	地方公共団体の借入金（地方債）など現在抱えている負債の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表したもの。

語 句	解 説
早期健全化基準	実質赤字比率をはじめとする 4 つの指標のうち、いずれか一つでも基準以上となった場合は、財政健全化団体となり、財政健全化計画を定め、議会の監視の下で自主的に財政健全化に努めなければならない。 ・実質赤字比率の早期健全化基準・・・11.25%（本市の場合） 地方債協議・許可制度における許可制移行基準（2.5%から 10%）と財政再生基準（20%）との中間値をとり、市町村については、財政規模に応じて 11.25%から 15%で設定されている。 ・連結実質赤字比率の早期健全化基準・・・16.25%（本市の場合） 実質赤字比率の早期健全化基準（11.25%から 15%）に公営企業会計等における経営健全化等を踏まえて 5%を加算し、市町村については、財政規模に応じて 16.25%から 20%で設定されている。 ・実質公債費比率の早期健全化基準・・・25% 健全化法施行以前の地方債協議・許可制度において、一般単独事業の許可が制限されることとなる基準である 25%となっている。 ・将来負担比率の早期健全化基準・・・350% 将来負担比率は財政再生基準がなく、早期健全化基準のみとされ、その基準は 350%で設定されている。
損失補償	特定の事業の振興等を図るため、特定の団体が金融機関等から融資を受ける場合、その融資が返済不能となり、金融機関等が損失を被ったときに地方公共団体が融資を受けた団体に代わって損失を補償（穴埋め）すること。
タ行	
退職手当債	地方公共団体の退職職員に支給すべき退職手当の財源に充てるために起こす地方債であり、特例債のひとつである。
単年度収支	実質収支－前年度実質収支
地方交付税	地方自治体間の財源の不均衡を調整し、すべての自治体が一定の行政水準を維持できるよう財源を保障するため、所得税、法人税、酒税、消費税の一定割合と地方法人税の全額を国から地方に交付するもので、国庫補助金などと異なり、その用途は特定されない。
地方債現在高	地方公共団体が資金調達するための市債の借入金残高
統一的な基準による財務書類	発生主義・複式簿記の考え方を採用し、従来の官庁会計では見えにくい減価償却費、退職手当引当金といったコスト情報を把握・見える化することで、説明責任の履行や行政内部のマネジメント機能を向上させるために、全国的に統一的な財務書類の作成基準が設けられているもの。 なお、本市においてはこの基準に基づき、財務書類の作成を平成 28 年度決算分から作成している。
ハ行	

語 句	解 説
標準財政規模	地方公共団体の標準的な行政活動を行う上で必要な一般財源の規模を示すもので、標準税収入額等に普通交付税及び臨時財政対策債発行可能額を加算したものである。
扶助費	社会保障制度の一環として、各種の法令（生活保護法、児童福祉法、老人福祉法など）などに基づいて、障害者、高齢者、児童などへの福祉サービスの提供に必要な経費。主なものとして、生活保護費、児童手当などが該当する。
物件費	人件費、維持補修費、扶助費、補助費等以外の地方公共団体が支出する消費的性質の経費の総称。
補助費等	市から他の地方公共団体（県、市町村、一部事務組合など）や民間に対して、行政上の目的により交付される経費。主なものとして、報償費（講師謝金など）、役務費（保険料）、負担金補助金及び交付金（一般的な補助金）などが該当する。
ヤ行	
有形固定資産 減価償却率	保有する有形固定資産のうち、償却資産の取得価額等に対する減価償却累計額の割合を算出することにより、耐用年数に対して資産の取得からどの程度経過しているのかを把握することができる指標。
ウ行	
臨時財政対策 債	地方財源の不足に対応するため、各自治体において発行が認められる地方債で、通常の地方債と異なり、一般財源として取り扱うこととなっている。 この臨時財政対策債の元利償還金相当額については、その全額が後年度、基準財政需要額に算入されることとなっている。
連結実質赤字 比率	本市が設置する全 14 会計（一般会計等に、国民健康保険事業費会計や水道事業費会計などの公営事業会計を加えたもの）の実質収支額あるいは、資金不足・剰余額を連結して、赤字比率を算定したものである。

健全化判断比率等の対象会計等（尼崎市）

尼崎市	一般会計		一般会計等					
	特 別 会 計	育英事業費会計 公共用地先行取得事業費会計 公害病認定患者救済事業費会計 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費会計						
		国民健康保険事業費会計 介護保険事業費会計 後期高齢者医療事業費会計						公営事業会計
		地方卸売市場事業費会計(市場事業)						
	法非適用企業	水道事業会計 工業用水道事業会計 下水道事業会計 モーターボート競走事業会計	資金不足比率					
	法適用企業							
	一部事務組合、広域連合	阪神水道企業団 兵庫県競馬組合 兵庫県後期高齢者医療広域連合						
地方公社、第三セクター	(社福)阪神福祉事業団 (損失補償) 兵庫県信用保証協会 (損失補償)							

市町村	財政健全化計画を作成	11.25% ～15%	16.25% ～20%	25%	350%
	財政再生計画を作成	20%	※30%	35%	

※平成20年度決算及び平成21年度決算は40%、平成22年度決算は35%、平成23年度決算以降は30%

尼崎市が適用される早期健全化基準 (標準財政規模500億円以上のランクに該当)	11.25%	16.25%	25%	350%
--	--------	--------	-----	------

つなぐつながる
うごきだす

